8 利用申込み後の注意事項について

1 申込み内容に変更が生じた場合

変更内容	必要書類
就労の場合	・就労証明書
	・保育所等入所申込書
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要
	→ • 給付認定申請書
求職活動か	• 給付認定申請書
ら就労を開	・就労証明書
始した場合	・保育所等入所申込書
希望園を変	・保育所等入所申込書
更する場合	· 休月/71年/27/11年/2014
世帯員の変更の場合	・保育所等入所申込書
	・新世帯員の就労証明書等保育を必要とする事由がわかる書類(P.7参照)
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要
	→ • 給付認定申請書
****・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・保育所等入所申込書
離婚により	※次のいずれかの書類が必要
一方の親が不在になっ	・児童扶養手当証書の写し
た場合	・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要
	※耐止争由の友美、休月の必安重の友美が作り場合は次の音類も必安 → 給付認定申請書
	・保育所等入所申込書
離婚調停中	※次のいずれかの書類が必要
で一方の親	・裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類
が不在にな	・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明(公正証書など)
った場合	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要
	→ • 給付認定申請書
養子縁組を	- 三体 以上
行った場合	戸籍謄本

※必要な書類はHPからダウンロードすることもできます。必ず子育て支援課の窓口で手続きしてください。

2 利用申込みを取下げする場合

早急に子育て支援課保育担当に連絡をしてください。その際交付済の支給認定証は返還していただきます。教育・保育給付認定も同時に取下げとなります。